

中央卸売市場改革推進本部設置要綱

制 定 平成 30 年 5 月 22 日付 30 中管総第 430 号
一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付 30 中管総第 1703 号
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日付 31 中管総第 33 号

(設置)

第 1 条 中央卸売市場における都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため、中央卸売市場改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 市場運営等における課題についての実態調査及び評価並びに課題の整理及び改善策の検討に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、中央卸売市場長をもって充てる。
- 3 副本部長は、管理部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要と認めるときは、専門的な課題を検討・実施するための部会を設置することができる。
- 6 前項の規定により、部会を設置した場合には、部会長を本部員とする。

(会議等)

第 4 条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、会議の開催に当たっては、案件に応じ、本部員のうち必要な者を招集するものとする。
- 3 本部長が会議に出席できない場合には、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、あらかじめ本部長の許可を得た場合、代理の者を会議に出席させることができる。
- 5 本部員の招集が困難な場合には、本部長の認めるところにより、会議の開催に代えて、書面での持ち回りにより会議の議事を行うことができる。

(事務局)

第 5 条 推進本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、管理部総務課連絡調整担当において担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則（平成30年5月22日中管総第430号）

- 1 この要綱は、平成30年5月22日から施行する。
- 2 東京都中央卸売市場自律改革推進本部設置要綱（平成29年9月20日付29中管財第314号）は、廃止する。

附 則（平成30年11月21日中管総第1703号）

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則（平成31年4月1日中管総第33号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（本部員）

事業部長
豊洲市場場長
食肉市場場長
大田市場場長